

# 閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

## 平成30年第4回定例市議会提出議案

( 予算案を除く。 )

藤井寺市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1 6	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度藤井寺市一般会計補正予算（第3号））	1
(議 案)		
5 2	藤井寺市特別会計条例の一部改正について	2
5 3	藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	4
5 4	藤井寺市手話言語条例の制定について	6
5 5	藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について	9
5 6	藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について	1 2
5 7	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	1 4

このほかの提出議案

議案番号

- 5 8 平成30年度藤井寺市一般会計補正予算（第4号）について
- 5 9 平成30年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 6 0 平成30年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 6 1 平成30年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 6 2 平成30年度藤井寺市病院事業特別会計補正予算（第1号）について
- 6 3 平成30年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第2号）について



報告第16号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度藤井寺市一般会計  
補正予算（第3号））

平成30年度藤井寺市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの  
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

議案第52号

藤井寺市特別会計条例の一部改正について

藤井寺市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

公共下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の一部を適用するに当たり、既存の特別会計を含め、設置の根拠法に基づく整理を行う等所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市特別会計条例の一部を改正する条例

藤井寺市特別会計条例（昭和39年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するものを除くほか、他の法律に基づいて設置する特別会計は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険特別会計 国民健康保険事業
- (2) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業
- (3) 介護保険特別会計 介護保険事業
- (4) 水道事業会計 水道事業
- (5) 病院事業会計 病院事業
- (6) 公共下水道事業会計 公共下水道事業

第2条中「前条各号」を「前条第1項各号及び同条第2項第1号から第3号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第53号

藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

柏羽藤環境事業組合が、スプリングマットレスの処理を専門の産業廃棄物業者へ委託し、その処理料を排出者負担とするため、本市においてもスプリングマットレスの手数料を新たに規定するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項を次のように改める。

市長は、一般廃棄物の処理を求める者から別表に定める手数料を徴収する。

第19条中「き損」を「毀損」に改める。

別表ごみの項を次のように改める。

ごみ	1 一般廃棄物手数料（事業系）
	45リットル相当の容器1個につき 130円
	2 臨時の手数料（一般家庭）
	(1) スプリングマットレス
	ア 幅1,200ミリメートル未満のもの1枚につき 4,380円
	イ 幅1,200ミリメートル以上1,400ミリメートル未満のもの1枚につき 4,640円
	ウ 幅1,400ミリメートル以上のもの1枚につき 8,860円
	(2) スプリングマットレス以外のもの
	45リットル相当の容器1個につき 130円

別表し尿の項取扱区分及び手数料の欄中「便壺」を「便槽」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う一般廃棄物の処理に係る手数料から適用し、同日前に行った一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第54号

藤井寺市手話言語条例の制定について  
藤井寺市手話言語条例を次のように定める。

平成30年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

手話が言語であるとの認識に基づき、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明確にし、手話への理解の促進及び手話の普及を進め、ろう者との繋がりを通じてお互いが分かりあえる環境をつくることにより、全ての市民が安心して暮らすことができる地域の実現を目的として、条例を制定するものである。

## 藤井寺市条例第 号

### 藤井寺市手話言語条例

手話は、手指や体、表情などを使う言語です。言語とは、人が自分と周囲の世界を知り、物事を考えたり、気持ちや考えを人に伝え、お互いを理解しあい、助け合って生きていくために、とても大切なものです。

しかし、以前、手話は言語として認められておらず、ろう学校では発音訓練や相手の話す口の形を見て理解する口話法を用いた教育が行われ、手話の学習や使用が禁止されていた時代があります。また、ろう者は聞こえる人と比べて情報量が少ないため、地域や職場などで孤立する人もいました。聞こえる人は、手話やろう者と接する機会が少なく、お互いを十分に理解できる環境にありませんでした。

こうした中、ろう者は、生きていくために必要な言語として、手話を大切に守り、育ててきました。ろう者にとって、手話は「いのち」です。

その後、国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、「手話は言語である」と位置付けられました。

これから、私たち全ての市民は、手話に対する理解を深め、ろう者との繋がりを強くし、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる藤井寺市を目指し、この条例を制定するものです。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明確にし、手話への理解の促進及び手話の普及を進め、ろう者との繋がりを通じてお互いが分かりあえる環境をつくることにより、全ての市民が安心して暮らすことができる地域の実現を目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障害者をいう。

#### (基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話がろう者にとってコミュニケーションを図るかけがえのない大切な手段であるとの認識をもって行う。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)の啓発に努め、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進する責務を有する。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、第7条に規定する市が推進する施策に協力するよう努める。

2 ろう者は、手話を使用することができる者と協力して、第7条に規定する市が推進する施策に協力するよう努める。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者の意見や次条に規定する市が行う啓発活動を参考にして、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める。

(施策の推進)

第7条 市は、次の施策を推進する。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。

(2) 手話による情報発信に関すること。

(3) 手話による意思疎通の支援に関すること。

(4) 手話を学ぶ機会の確保に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 市は、前項の施策と市が別に定める福祉に関する計画との整合性を図る。

(学校における手話の普及)

第8条 市は、手話を学ぶ機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努める。

(意見の聴取)

第9条 市は、前2条に規定する施策の推進及び実施について、積極的にろう者及びその他関係者から意見を聴くよう努める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

議案第55号

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について  
藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

平成30年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4条に基づき、藤井寺市公共下水道事業の設置及び経営の基本に関する事項等について定めるとともに、同法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により当該事業に同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するため、条例を制定するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例

(公共下水道事業の設置)

第1条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与するとともに、公衆用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の規模は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定した事業計画において定めるとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が20,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が3,000,000円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、公共下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第56号

藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について

藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（前期計画）による公立幼稚園再編に伴う一部幼稚園の廃止についての改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例

藤井寺市立幼稚園条例（平成2年藤井寺市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表藤井寺市立藤井寺南幼稚園野中分園の項、藤井寺市立藤井寺西幼稚園の項、藤井寺市立藤井寺北幼稚園の項、藤井寺市立道明寺幼稚園川北分園の項及び藤井寺市立道明寺東幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の表の改正規定（藤井寺市立藤井寺南幼稚園野中分園の項、藤井寺市立藤井寺西幼稚園の項及び藤井寺市立道明寺東幼稚園の項を削る部分に限る。） 平成32年4月1日
- (2) 第2条の表の改正規定（藤井寺市立藤井寺北幼稚園の項を削る部分に限る。） 平成33年4月1日

議案第57号

藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年11月30日提出

藤井寺市長 國下 和男

西 浦 宣 行

提案理由

平成30年12月31日任期満了によるものである。

住所

西 浦 宣 行  
生

略 歴

- [Redacted]
- 同 9年12月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員
- 同 12年12月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員
- [Redacted]
- [Redacted]
- 同 16年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員
- 同 19年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員
- 同 19年10月 大阪家庭裁判所家事調停委員（現在に至る）
- 同 22年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員
- 同 24年 1月 大阪地方裁判所鑑定委員（現在に至る）
- 同 25年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員
- 同 28年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

